

区内保育施設
在園児童の保護者の皆様へ

世田谷区 保育部長 知久 孝之

緊急事態宣言解除に伴う令和2年6月1日以降の保育の対応について

日頃より、世田谷区の保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

区では、5月22日（金）に「令和2年6月1日以降の保育の対応について」を出させていただき、今後の対応につきましてお知らせしたところですが、5月25日（月）に国による緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、改めて、6月1日（月）以降の対応について、下記のとおりまとめましたので、ご確認ください。

記

1 今後の保育所等運営の考え方

5月25日をもって緊急事態宣言が解除されましたが、以前からお知らせしておりますように、保育所等の休園は5月31日まで行い、31日をもって休園措置を終了することといたします。この間、保育の必要な方は応急保育をご利用ください。

6月1日以降につきましては、感染が再び広がるリスクがあることから、感染拡大の防止のために、就業先の自粛や休業等により自宅での保育が可能な方及び今後、就業先との調整がつき仕事を休める方につきましては、登園を自粛していただきますよう要請いたします。また、在宅で勤務されている方につきましても、登園日数を減らしていただくなど、可能な範囲で登園を控えていただきますようご協力をお願いいたします。

自粛のお願いにあたりましては、区長から保護者様の勤務先の事業者あてに協力依頼文「世田谷区の保育事業のご協力をお願い」を作成しております。本通知に添付、および区ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

登園自粛の要請期間について

令和2年6月1日（月）から6月末までとします。

なお、就業先との調整が必要な期間中は、保育を実施いたします。

※感染状況により、期間を変更することがあります。

2 6月1日以降の給食の取り扱いについて

区立保育園につきましては、6月1日から給食を再開することといたします。

私立保育園等にも協力をお願いし、6月1日からの給食の再開を目指しておりますが、各施設の準備が整い次第、再開しますので、対応につきましては、お通りの園にお問い合わせください。

※5月22日付通知の「2 緊急事態宣言が解除された場合」も併せてご確認ください。

3 認可保育園等の保育料等について

6月分の保育料及び区立園の延長保育料・給食費につきましては、徴収は行わず、登園日数に基づき確定した額を、徴収します。徴収月は追ってご案内いたします。

詳しくは区ホームページをご確認ください。

【区ホームページ掲載場所】

ホーム>目次から探す>子ども・教育・若者支援>保育>保育園の申込み等について>入園のご案内>新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う認可保育園等の保育料等の取扱い

保育料、延長保育料、給食費を直接施設にお支払いいただいている場合の詳細な手続き等については、ご利用の施設にお問い合わせください。

4 育児休業等復帰時期の延長やお子さんの欠席期間について【私立認定こども園の幼稚園枠を除く】

(1) 【4月以降入園者のみ】保護者の育児休業等復帰時期の延長について

令和2年4月以降認可保育園等へ入園し、現在、育児休業等を取得している方の復職の時期について、これまで6月30日（火）までとしておりましたが、**7月31日（金）までに延長**いたします。なお、外勤の方は復職後、2週間以内に「復職証明書」を入園担当あてご提出ください。7月末日までに提出できない場合は、事前に入園担当あて(03-5432-1200)ご連絡ください。

(2) 保育園を継続して欠席できる期間について

お子さんが園を継続して欠席できる期間を、通常最大2か月としておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、欠席開始日に関わらず2か月を超えても7月末日まで欠席できることとします。

なお、6月1日以降の日から里帰り出産やお子さんの入院等で継続して欠席する場合は、欠席開始日から起算して最大2か月まで欠席できます。

(3) 求職要件の再認定について

下記のいずれかに該当する保護者については、求職の要件を再認定し、お子さんの在園期間を90日延長します。

- ① 令和2年2月～5月に求職要件で入園した方
- ② 求職要件以外で入園し、令和2年2月～5月に求職要件に変更となった方

5 添付文書

「世田谷区の保育事業のご協力のお願い」

【担当】

区立保育園に関すること 電話 03-5432-2319

私立保育園に関すること 電話 03-5432-2320

認定こども園・地域型保育事業に関すること 電話 03-5432-2334

認可外保育施設に関すること 電話 03-5432-2313

上記4、5に関すること 電話 03-5432-1200

令和2年5月26日

区内認可保育園等に園児が在籍する保護者の
勤務先事業者の皆様

世田谷区長 保坂 展人

世田谷区の保育事業のご協力をお願い

日頃より、世田谷区の保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、区は事業者の皆様に向けて、4月14日
「世田谷区の保育事業の縮小に向けた協力をお願い」を出させていただき、登園自粛による
規模を縮小した保育（縮小保育）、さらに4月20日以降は保育所等を休園する措置を
とってまいりました。この間のご理解とご協力に感謝申し上げます。

報道等にございますとおり、緊急事態宣言が5月25日に解除されました。区内保育所
等の休園措置は5月31日まで継続することといたしますが、感染が再び広がるリスクが
あることから、当区におきましては6月1日以降、引き続き、仕事を休んで家にいること
が可能な保護者に対して登園を控えていただくよう、6月末までを目途に要請することと
いたしました。

保護者の中には、集団保育による感染を心配されている方、特に育児休業明けの新規入
園児については初めての集団生活に加えて新型コロナウイルス感染不安を抱く方が多く
いらっしゃいます。園児の保護者が勤務されている事業者の皆様におかれましては、今般
の区の方針等の趣旨をご理解いただき、保護者への特段のご配慮をあらためてお願いいた
します。

新型コロナウイルスとの闘いに打ち克つためには、緊急事態宣言解除後もしばらくの間
はこれまで行ってきた取り組みを、区民、事業者、世田谷区が一丸となって継続する必要
がございます。何卒、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を
雇用する事業主の方向け）」は、自治体や保育所から利用を控えるよう依頼があった場
合にも対象となります。あわせてご検討いただければ幸いです。

**【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を
雇用する事業主の方向け）」】**（対象期間：令和2年2月27日から6月30日）

- ・支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにてご確認ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)
- ・お問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
電話 0120-60-3999 ※土日・祝日含む（受付時間：9:00～21:00）